

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年10月7日(月)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 細田 啓介(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 大野 勝則(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 平木 正洋(東京地方裁判所刑事部判事)

検察官 横田 希代子(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 三田村 忍(東京地方検察庁公判部検事)

検察官 小松 聡美(東京地方検察庁公判部検事)

弁護士 臼井 智晃(東京弁護士会所属)

弁護士 石川 剛(第一東京弁護士会所属)

弁護士 石井 逸郎(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

### 司会者

本日は、6名の裁判員経験者にお集まりいただきました。平成25年3月から7月までの間に裁判員を経験された皆さんにお集まりいただいたわけですが、裁判員裁判の審理のわかりやすさを中心にご意見を頂戴したいと思っております。

と申しますのは、年々、裁判員裁判のわかりやすさというものが、裁判員経験者のアンケート結果によりますます悪くなっているという現実がございます。裁判員裁判のわかりやすさについては、補充裁判員の方々も含めて全裁判員経験者にアンケートをとっておるのですが、平成21年には70.9%の方々が法廷の審理の内容がわかりやすかったと答えられています。これが平成24年になりますと58.6%まで減少しております。検察官の説明がわかりにくい、あるいは弁護人の説明がわかりにくいという要因については、

これはそれぞれの立場があるので、いろいろと大変な部分があると存じます。例えば、検察官は事件自体が難しければ、なかなか説明もわかりやすくするのは苦勞される。それから弁護人も、被告人の説明自体がわかりにくい場合にも何とか裁判員にわかっていただくとする、そういうご苦勞はあるわけでございます。

そういう意味では、もともとの数値の高い、低いが問題ではないんですが、私がちょっと問題にしたいのは、それが減っているということなんですね。平成21年の数値は、始まったばかりのものなので、被告人も、事件は自分がやったことを認めている、易しい事件から審理が始まったというふうに言われていますので数値は高かったんだと、そういうような説明も聞いたことがあります。その後、どんどん減っていくこと自体については、ぱっと説明できる要因はないなというふうに思っております。

そういう意味で、我々法律家は、裁判員の方々にわかりやすく説明をするという仕事について、これを年々軽んじるようになってきているのか、そういった深刻な問題に今直面しておるといところでございます。そこで、もっとわかりやすいものにしていかなければいけないと考えております。

本日、お集まりいただいた裁判員経験者の方々にも、ご自身の事件はわかりやすかったという方も結構いらっしゃると思うんですが、裁判員を経験してみて、やっぱりそれなりのお気付きの点とかがおありになると思いますので、忌憚のないところをお話しいただければと存じております。

本日は、順番に、まず冒頭陳述、これは裁判員裁判の冒頭において、検察官及び弁護人がそれぞれの立場、主張、証明したいこと、これらをアピールする機会であります。この冒頭陳述のわかりやすさ、それから、次に証拠調べに入って、証拠書類の取り調べというのはわかりやすかったですかという問題。それから証人、あるいは被告人、これは、我々法律家は人証というふうに言っておりますけれども、この証人や被告人の尋問、質問がわかりやす

かったかどうか。それから，最後に，証拠調べが終わった後に最終的な意見を検察官，弁護士からいただきます。これは論告，弁論と言われてはいますが，けれども，こういったものがわかりやすかったかどうか。このような順にお話を伺っていき，裁判官の説明もわかりやすさが数値的には落ちていきますので，裁判官の説明もどうだったですかということも聞いていきたいと思っております。

最後に，裁判員という貴重な経験を経られてお考えになったことをお伺いしていきたいなと思っております。

それでは，冒頭陳述のわかりやすさ，ここから話をお伺いしていきたいと思っております。ご自身の経験された事件の内容の紹介を交えつつでも結構ですし，あるいは交えなくても結構でございます。必要であれば，私が事件の内容を補足的にご説明するということも可能でございますので，今お考えになっているようなことをご発言いただければと思います。

## 5 番

審理のわかりやすさということなんですが，私の感想としましては，審理以前の問題で，事件そのものの理解が非常にわかりづらい，大変でして，一つの事件を3回に分けて裁判した3番目で，しかも3人を一度にとということでしたので，関係者が大変多くて，その事件そのものなり，人間関係なりを理解することが難しかった，事件を理解する難しさというものがあったんですね。その複雑な事件をどういうふうにして理解するか，その時間が足りないと，こういう関係者の多い事件に関しては，そういう点では難しかったと思うんですね。冒頭陳述などに対してはそれほどでもなかったんですが，事件そのものの難しさというものがありません。

## 司会者

ありがとうございました。5番さんが言及された事件なんですが，これは強盗致傷，あるいは強盗致死という，被害者がお二方いらっしゃる事件です。

共犯者が6人の事件で、そのうちの3人を5番さんの事件で担当されたということですね。経緯もあり、それから争点もあり、そもそも強盗の意思連絡というのが共犯者の間であったのかどうか、それから、被害者のうちお一方がお亡くなりになっているんですが、強盗で暴行を加えられた後、高い場所から逃げようとして落ちてしまい、それでお亡くなりになったと、そういう事件だったものですから、果たして強盗によってお亡くなりになったと言えるのかどうか、こういったところも問題になった事案です。

そういう意味で、結構難しい事案だったと思うんですが、最初に、検察官が冒頭陳述をされたと思います。A3判にまとめられた資料をご覧になって、あ、この事件ってこんな事件なんだ、自分はこういう判断が求められているんだというのがすぐわかるような内容だったかどうか、そこはいかがでしたか。

5番

それはとても複雑過ぎてわかりませんで、くじに参加しましたときに初めてどういう事件か知りまして、それであとは裁判の当日でしたので、何が何だか、初日はほとんどメモもとれていない状況でした。今にして思えばよくまとまっているんですが、これだけ複雑な場合には、1日余裕を持つなり何なりして、事件を理解する、その経緯を理解する時間、機会が欲しいなどは思いますね。

司会者

ありがとうございました。後から見るとよく納得するということですけど、なかなか当日は余裕もなくて、冒頭陳述を見ただけでは、その事件の内容自体も理解できなかったということですかね。そうすると、事件の内容がわかり始めたのはいつ頃ですか。

5番

3日ぐらいしてからですね。被告人といいますか、その人物の名前を全部

書いてみて、どういう人が今回の事件でかかわっているのか、それから、それぞれの人たちの人間関係と、それからその背後にある問題点などを入れて、家に帰って考えて、やっとわかってきたところです。

司会者

複雑な事件でも、まず何も予備知識のない裁判員の方々に、これから、このところを実は皆さんにご判断いただきたいですという、こんな事件ですというところを理解していただくために冒頭陳述があるのですが、これがなかなか難しいということですね。わかりました。

6 番

私は5月の約1週間、母親でありながら1カ月ぐらいの子供を、殺人未遂という形で殺そうとした、非常に痛ましい、考えさせられる事件に当たりまして、人間の生き方とか、深く命の尊さとか、人生とか、そういうことを深く考えさせられる1週間でした。

人間関係とかそういうことは、加害者と被害者が同一の家族にいて、いろんな時系列のことを、書類を見せていただいて、冒頭陳述のまとめを見ると非常に整然と、よくこんなにわかりやすくまとめてあるなというくらい感心させられました。ですから、本当に何をどう考えなくちゃいけないかなという問題点はとっても明確だった、何かまとまった冒頭陳述だったなと私は理解しています。

私を感じることは、まず、どういう事件がこういう裁判員裁判に選定されるのかという基準があるのかどうかということが外部の一般の素人からの一つ疑問というか、ある程度、裁判員裁判にはどういう基準を持って事件が選定されるのかということをやっと問題意識として一つ持って来ています。

それと、そのご苦労ですね、裁判員裁判のための資料というのは膨大だし、それを、これだけ簡潔に、1枚ぐらいにまとめるというのは相当に大変な作業だと思うんですね。だから、私たちが呼ばれてきて、下準備であるとか、

そういうご苦労が相当あったんだろうと、そういうことを私は考えさせられながら、自分の素人なりの、素の自分の今までの人生経験とか、自分が仕事をしてきたこととか、母親であり、家族や夫を支える妻であり、子供のサポートがどの程度できたかはわからないけれども、精一杯生きてきた自分をありのままにぶつけてという気持ちで1週間を過ごさせてもらいました。

そういうことでいえば、とってもまとまった、よく精選された冒頭陳述だったというのが結論ですね。

司会者

検察官、弁護人の大変さまで思いを馳せていただいて、本当にありがとうございました。ご担当の事件は、どのくらいの刑を科すのが相当かと、そういう事案だったわけですかね。そういう意味では、検察官、弁護士、それぞれA4、1枚におまとめいただいたんですね。これは、お聞きになって、どこが問題だというのはよくわかったということですかね。ありがとうございました。

3番

私の担当した事件は強制わいせつ致傷と、邸宅侵入という二つの事件だったんですけれども、強制わいせつ致傷のほうは、被告人がもう有罪を認めているということで量刑のみの判断。争点になったのが邸宅侵入のほう、被告人は知人を尋ねていったので、罪は犯していないという主張をされていて、検察側は、その根拠がない、有罪だということで、それに対する量刑を争点にするべきだという主張だったんですが、双方主張する論点が違っていたので、その点が双方とも冒頭陳述で詳しく争点として挙げていただいたので、対立姿勢というか、何を争っているのかというのが大変わかりやすくまとめられていました。冒頭陳述だけではなくて、評議室に戻ってから裁判官が、検察側の主張はこう、弁護側の主張はこうということを改めてまた詳しく説明していただけたので、そういったサポートもあって、とてもわかりやすく

審理を進められた事件だったと思います。

司会者

本件では、邸宅侵入の目的が正当なものというふうに被告人が思っていたというところが争いになっていました。検察官の冒頭陳述はA 4，1枚にまとめられていて、弁護側はちょっと詳しいA 3判，あるいはA 4，2枚なのか，こういうようなものでした。

例えば，もし評議室に帰ってから，裁判官が改めて説明をしてくれなければ，本件の争点は何で，我々は何を判断しなきゃいけないのかというのがわかりにならなかったでしょうか。いかがですか。

3番

わからなかったということはないと思うんですけども，やはり理解するまでに時間がかかったのかなと思います。そういった意味では，今回，担当してくださった裁判官の方がとてもわかりやすく翻訳してくださる方で，私たち，別に裁判のことを何も知らないで来ているので，裁判中にこういったことをしなくちゃいけないのか，まず最初に裁判官の方が，冒頭陳述というのは双方のプレゼンテーション，この事件はこういうもので，こういうことを争点にしていますよという説明があって，その後，双方の主張する論点を明確にするための証拠の提出があります。それを基に皆さんで話し合ってくださいねという全体の流れを，まず最初にしっかりと説明していただけたので，とてもわかりやすかったです。

4番

私は，被告人が他の方と共謀して，営利目的で覚せい剤を密輸したかどうかというのが問題になった点と，あとは旅券を所持していなかったという件，後段の旅券のところは本人も認めているということで，論点は覚せい剤を密輸したか，密輸した際に他の者との共謀があったのかどうかという点でした。最終の判決は，覚せい剤の密輸に関しては無罪になった事件です。

冒頭陳述のわかりやすさということで申し上げますと、私は、冒頭陳述を読ませていただいて、何が問題なのかという点はわかりました。ただし、その論点はわかったんですけれども、今回、被告人の方が罪を認めてないということと、直接的にそのことを示す証拠はなかったということで、間接的な証拠の積み上げで検察のほうは主張しようということだったんですけれども、そのことを主張しよう、立証しようということはわかったんですけれども、その内容、その間接の証拠を積み上げると本当にそれが有罪になるのかどうかというところは、ちょっとまだそれを読んだだけではわからずに、むしろ難しい事件だなというのがわかったという点では、言いたいことはわかったんですけど、そのことだけで立証するのはちょっと難しいかなというふうに思ったという点です。

一方で、弁護士の方は、A 4 の 1 枚もので簡潔に説明をされていました。これは後ほど、評議の段階で改めてご説明いただいたんですが、その合理的な疑いがあるのかないのかという点、ここが一番のポイントだというふうに思いますけれども、その合理的な疑いがあるんだから無罪なんですと、そのことをぜひこれから主張したいんですということ、今思えば、簡潔でわかりやすいということなんでしょうけれども、その最初のところの合理的に疑いの余地がないかどうかというところの理解が、最初皆さんにない中での話だったので、場合によっては、その弁護人の方が何を言いたいのか、もしかしたらよくわからなかったかもしれないなというふうに思います。

司会者

今、言及された冒頭陳述ですが、検察官はA 3 の 1 枚で、図なんかも入れながらなんですが、割とびっしり書き込んだ感がございます。これに対して、弁護人はA 4 ， 1 枚で、しかも、検察官に比べると白い部分が目立つ、こういうものでしたね。的確にご指摘いただいたような感想を裁判員はお持ちだったということですね。そういう意味では、わかりやすく、何も予備知識の



ない裁判員の方々に、冒頭陳述の段階からご理解いただき、これは本当に検察官、弁護人とも非常に工夫はされているんですが、なかなか難しいところというところでございますかね。

## 2 番

私の場合は、隣人トラブルによる殺人事件だったんですけれども、正直、冒頭陳述とかはすごいわかりやすく、とても内容もわかりやすいし、皆さんのお話を伺うまでは、本当によかったですよと言言いたかっただけなんですけれども、だんだん皆さんのご意見を聞いていると、あ、こういうこともあるんだなと。まず5番さんのおっしゃったように事件自体がわからないということで、くじをする時点で見せられただけではわからなかったとおっしゃったのは、私も、そのときは、「え、こういう事件」という形で、まずは自分が当たるとも思わないし、いざ当たってからも、その日はもう何が何だかよくわからずに家に帰りまして、いざ、裁判が始まる時になって、だんだんわかってはきたんですけれども。

ただ、それで今度6番さんがおっしゃったように弁護人の方とか検察官の方の資料と、あと裁判官の方たちの説明とが、本当にもうありがたいほどわかりやすくしてくださったので、もう事件に関して内容を納得するのにもそんなに時間がかからず、5番さんのほど複雑ではなかったので、その点はすぐわかったんですけど、5番さんのお話を伺うと、その事件の内容を把握する時間が、丸一日とは申しませんが、ちょっといただけたら、もうちょっとわかっていたのかなと、裁判を追っていくにつれてわかっていくのではなくて、始まる前にある程度事件の内容を把握できたのではないかなというのはありました。でも、いざ始まってからですと、とってもカラフルにしてくださって、重要なところはちゃんと赤くしてくださるし、被告人と被害者を色別にしてくださるので、すごくわかりやすく。だから、結局、私の周りで裁判員裁判をやった方というのがいらっしやらないので、みんなにどうだっ

たって、大変だったでしょう、わかりにくかったでしょうと言われ質問されると、いや、わかりやすく、専門用語を並べるのではなくて、かみ砕いた言い方というか、わかりやすくちゃんと説明してくださるし、文書として出してくださるから、そんなに悩むこともなく、何か今まで身構えて入ったものの、そんなに身構えなくてもわかるような形で考えることができよかったから、これはいい経験になるから、みんな、そういう要請が来たときは是非やるべきだと私は言ってはいたんですけども。

だから、その関わった方たちの書類の書き方とか、その裁判官の方の私たちに対しての説明の仕方、すごく違いがあるのではないかと思いました。

1 番

建造物侵入と強盗致傷の裁判をやらせていただきました。検察官と弁護人冒頭陳述で多少わからない部分があったんですけど、裁判長と裁判員の皆さんで話していくうちに、協議していくうちにだんだんわかってきたという状態でした。

司会者

2 番さん、あるいは 5 番さんからご指摘いただいた点ですが、裁判員が選ばれる手続、選任手続の日には余り事案がよくわからなかった。確かに、その選任手続では、これは裁判員を選ぶときに支障があるかどうかという、そういう判断のために必要な限りでの情報しか皆様にはお知らせはしていないんですね。そういう意味では、なかなか最初から詳しく全部教えてくれというのは、それは裁判員になってからお聞きいただきますということになってしまうのかなというふうにも思います。恐らく 5 番さんの場合は、選任手続が例えば午前中であって、もう午後から裁判が始まったという感じですか。

5 番

いえ、午後にやりまして、あとはもう当日。

司会者

選任手続とは別の日なんですね。選任手続の際には、起訴状にどんなことが書いてあるかぐらいのことしかお知らせはしてないというわけなんです。その後、法廷に来ていただいて、法廷の審理に立ち会っていただくということになりまして、冒頭陳述というのは、これから証拠調べに入りますが、その際にどんなことを皆さんに話してほしいか、アピールするということになりますね。そのアピールを聞いて、部屋に戻って、1日ぐらい理解の時間を設けたいと。そのような内容までは、実は冒頭陳述には我々は要求はしていませんね。むしろ、これから証拠調べがあります、それで、その際にどんなところに着目していればいいのかという視点づくりというか、頭の中に皆さんに地図をつくっていただく程度なんですね。その地図も深い地図ではなくて大まかな地図でいいのかなという感じはしておるんですが、そういう意味では、皆さんが冒頭陳述をお聞きになられて、これはおいおいじゃなきゃ理解できなかったというようなご感想をお持ちの場合には、恐らくは情報が、最初に詰め込む情報にしては多過ぎた、あるいは、その最初に皆さんに地図を描いていただくことに失敗しちゃったということなのかもしれないなという感じがいたしまして、なお、好評な冒頭陳述、そうでない冒頭陳述を含めて、我々は研究していく余地があるかなというような感じがいたしました。

## 5 番

被害者の本名と、関係者の方たちがその方を呼んでいる名前とが違っていったんですね。登場人物が多かった上に、呼び方がそれぞれ違っていきまして、本名と通称と、どこかにその通称なども書いておいてくださると、あ、この方はこの人なんだなと、誰が誰だかわからないというのがありましたので、冒頭陳述は、最初から全てを理解する必要はないんでしょうけれども、もし通称などがあった場合には、そういうものもお知らせいただいたほうがいいと思います。

司会者

例えば，人物関係図みたいなのを最初に書いていただいて，別名まで書いていただけるといふ，そんな感じですかね。

5 番

そうですね。

司会者

それでは，次に，証拠調べそのものに入っていきたいと思います。まずは，証拠書類の取り調べについて，もしご意見があれば伺いたいと思います。全ての事件で，どこまで証拠書類というものの取り調べが行われたかというのは，必ずしも私もよくわかってないんですが，証拠書類だけじゃなくて，例えば，覚せい剤そのものとか証拠物件なども取り調べることがありますけれども，そういう意味では，証人とか被告人質問以外の方が証拠であるというものの以外の証拠調べですね，証拠書類や証拠物件，これらがわかりやすかったかどうかについてお話を伺っていきたいというふうに思います。

2 番

私の事件の場合は，包丁での殺人になったんですね。それで，ここに使われた凶器の長さを書いてはあるんですけども，実際にその証拠物件を見せていただくと，やはり頭の中で20センチといっても，こんなものかなと思っているものが，実際にその品物を見せていただくと，あ，こんなに大きい包丁で人を刺してしまえばどういうことになるかということで，本当に隣人トラブルは，もうすぐ身近にあるトラブルだから，内容を見たりしても，あ，これはもう嫌がらせをされればストレスがたまって，思わず刺してしまうんじゃないかということで，最初は本当に被告人がかわいそうみたいな形なところもあったんですけども，その証拠物件を見てから，あ，これだけのもので人を刺せば，やはり死に至るのではないかということをごい思ひ知らされて。それを見せていただいたから，そういうこともみんなで協議することもできて，とてもよかったと思います。

司会者

2番さんの事件は、今おっしゃったとおり隣人同士の殺人事件で、もともと被害者の方が被告人の生活音に、すぐ壁を叩いて抗議をされるような方で、被告人自身も、その点どうもお悩みになっていたようなんですが、あるとき、被害者の反応に腹を立てて、今おっしゃられた刺身包丁を持って被害者の方を刺したと。殺意があったかどうかということが争点の一つであったそうであります。その辺の判断に証拠物件というのは役に立ったというご意見ですね。

3番

邸宅侵入の、その有罪なのか、無罪なのか、あるいは正当な理由があったのかどうかというのが、私が担当した事件の争点だったんですけども、一つの主張としては、友人が住んでいるアパートに訪ねていったので正当な理由があった。そこで、友人が実在していれば、これはすごい簡単な事件だったんですけども、その方がいらっしまったという証拠がない。後々問題点が見えてきたんですけども、実際に弁護側と検察官の証拠物件を挙げているのを聞いているだけでは、そこまで頭が回らないというか、矛盾点があったとしてもその場では気づけない。私が担当した事件は、選任手続を午後に行って翌日に冒頭陳述、それから証拠の提出まであって、その翌日にはもう論告弁論がありという感じで、余りその証拠を精査する、ここに矛盾があるんじゃないのと思っても、それを質問する場がないという感じだったので、とてもわかりやすい裁判ではあったんですけども、挙げられた証拠をもとに、自分たちでその事件をちゃんと理解して結論を出すという時間が多少少なかったかなという気はしました。矛盾点がわかったとしても、それをまた法廷の場で質問できる余裕、余裕というか場がなかったというのが、ちょっと今回、私の中での疑問点でした。

司会者

目撃者という方は，証人としては法廷にはいらっしゃってないんですね。

3 番

そうです。

司会者

そうすると，その方の捜査段階で記録された，供述調書，これが証拠だったということですね。で，その証拠，供述調書は朗読という形で調べられたのでしょうか。

3 番

はい。

司会者

その朗読自体は，聞いてらっしゃっていかがでしたか。

3 番

例えば，2 番の方がおっしゃったように使った凶器はこれですよと，文章があって，物があってだったらとてもわかりやすいと思うんですけども，私の場合は，その時間的なもの，大体，何時何分に警察に通報して，何時に警察官が到着してみたいな時間的なものを文章だけで読み上げられていくので，実際に，じゃあその男が後をつけてきた距離はどれくらいなのか，そこを歩いてくるのにどれくらいの時間がかかるのかというのは実証はされていないので，そういったところがわかりにくく，結局，部屋に戻ってから，あれこれ話している間に，やっぱりそれはおかしいんじゃないかということには気付いたんですけども，最初，あの場では気付けなかった，証拠の提出の場では気付けなかったです。

司会者

この件については，裁判官も，目撃者の調書の朗読がなかなかわかりにくかったと，証人尋問を行ったほうがわかりやすかったなど，このような印象をまれ聞いております。

3番さんも、やっぱり証人として来ていただきたかったというような感じでしょうかね。

3番

ただ、その場に証人にいらしていただいたとしても、要は、その時間的なものですとか、距離的なものですとかが再現されないとわかりにくいのかなとは思いました。

司会者

そうすると、検察側も弁護側も十分にその点を前提として、裁判員に意識していただけるような立証手段を、ほかの手段も含めて考えなければいけなかったというようなことですかね。

3番

(うなづく)

4番

私の担当させていただいた事件は、密輸に関しては無罪ということになった事件なんですけれども、間接的な証拠しかなかったんで、検察の方の立証が、ご苦労されたというのが正直な感想ということです。多分、検察と弁護士となると、検察のほうで難しい立場での裁判だったのかなというふうに思います。証人のところで、特に検察の方が何を証明したいんだろうというのがわからないやりとりが一部あって、多分、その直接的じゃないところのやりとりから何か引き出したいのかなという意図は見えただけなんですけれども、ちょっとそういう点が気になったということでもあります。

それと、普段の仕事ですと、疑問点があると追加ですぐ資料をそろえたりというのが一般のやり方なものですから、どうしても裁判の場合には、今、出されている証拠の中で判断しなくちゃいけないというところが、通常、仕事でやっていることと違う、矛盾するというか、一番戸惑った部分でして、だからこそ次の二審もあるということではあるかと思うんですけれども、

ここでこの証拠が確認できれば、よりの確な判断ができるのになというの  
は数多く感じた点です。

あとは、証拠の理解も、裁判員の方お一人お一人で理解力が違いまして、  
同じことを最初からわかる人と、何度か聞いてやっとわかる方ということが、  
正直なところ私のときにもあったというふうに思いまして、限られた時間の  
中で、なかなかそこを、時間を割り振りされる裁判官の方も大変だろうなと  
思ったということです。僕は、最後のまとめのところで少し裁判員制度の限  
界点みたいなことで、少しまたあわせて述べさせていただきたいと思います。

司会者

証人尋問のほうについては、後でまたお伺いしていきたくはありますが、  
6番さんの事件で、弁護人が時系列の一覧表というものを証拠請求されたと  
いうふうに伺ったんですが、ご記憶はありますか。

6番

細かく時系列の書類が別にありましたけれども、それは記憶しています。

司会者

その時系列の一覧表は、どうも検察官と弁護人があらかじめ打ち合わせを  
して作ったもののようなんですね。

それをご覧になって、評議としては、役に立ったかどうかというところの  
ご記憶はありますか。

6番

とても役に立っています。冒頭陳述ではかなり精選してわかりやすくして  
あるのに、その時系列のものはかなり細かい点まで、こういうふうにしてあ  
るということで、また細かく見るときには随分参考になりました。それを、  
その細かいところを、余りにも深くそこだけ、私なんかはほじくり出すと、  
この全体の流れというところでの軽重というんですか、重みとかが、その辺  
がちょっとまた違ってくるのかなみたいなことは考えながら、かなりその時



系列のものというのは、評議の中では活躍したと思います。で、論点とかそういうポイントのことはこちらの要旨とかのことで、とても精選されていたのでね、わかりよかったです。

司会者

5番さんの事件では、お亡くなりになっている方がいらっしゃるの、遺体写真などもあったのでしょうか。

5番

はい。

司会者

その辺はどんな感じでしたか。ちょっとご感想なりですね。

5番

それは、私は大丈夫でしたし、ほかの裁判員の方とお話ししても、ひどくショックを受けたという方はいらっしゃらなかったですね。随分高いところから落ちて、それで私たちは、その写真をきつと見るんだねということを事前に話していて、お互いに心配していたんですが、それはございませんで、むしろ、どうしてもその審理の中で服装のことを、服装とか履物について考える必要があったんですが、その写真はどうしても必要でしたので、それは必要なものと受けとめました。

司会者

1番さんの事件は、証拠書類の数もそんなに多くなくて、そういう意味では、非常にわかりやすかったというか、そういうような裁判長の感想も聞いているんですが、1番さん自体はどういうふうに捉えていますか、この事件の証拠書類などのわかりやすさなどというのは。

1番

証拠物件、凶器に使ったのはスタンガンなんですけれども、証人の方にスタンガンの実演をしてもらったんですけれども、見た感じでは、すごいなど

思ったんですけれども、その現場でスタンガンを使用して、それで殴ったんですけれども、そのスタンガンの、殴っただけであって、放電をして被害者に当ててはいないみたいなんですけれども。

司会者

証人尋問の話に入ってしまいますけれども、この事件ではスタンガンについて専門家が証人としてお立ちになったんですよね。その証人の話などはいかがでしたか。証人尋問、検察官の尋問がわかりやすかったとか、弁護人の尋問がわかりやすかったとか、逆だったりとか、そこら辺は何かご記憶されているところがありますか。

1 番

はい、その説明をされるのが、ちょっとわからない部分はあったんですけれども。専門用語がいろいろ出てきて、一応わかったのが実演してもらって、放電して、あ、これだけの威力なんだというのはわかったぐらいですね。

司会者

なるほど、そうすると、その専門家に来ていただいて証言してもらったけれども、結構、専門用語とかがあって難しかったんですかね。

1 番

そうですね。例えば、その放電をして、人に触れさせた場合の痛みはどれぐらいなのかとか、何となくは、あの放電を見る限りはすごいなと思うんですけれども、実際に使っても、放電は、ちょっと忘れちゃったけど、触れてはいないみたいなので。

司会者

この事件は、被告人が、自分は被害者に対してこんなことをやったという言い分と、被害者が、いや、被告人からこんなことをされましたという言い分と、大分対立があった事案でしたね。スタンガンを放電されたかどうかも含めてでしたかね。

スタンガンについては、証人の証言よりは、実際に放電したところを見て、よくわかったみたいな感じですかね。

1 番

はい。

司会者

証人のお話のわかりやすさ、それから尋問のわかりやすさですね、検察官の聞き方がわかりやすかったか、弁護人の聞き方がわかりやすかったかというような話に入りつつありますので、証人がわかりやすかったかどうか、そこに話を移していきたいと思います。

6 番

特に、話したいことというんじゃないですけど、素人である裁判員が、検察側と弁護人側のプレゼンを聞くという立場になったときに、どういう証人を連れてきたほうが裁判官向けと言ったら変ですけど、どういうふうに心証的に捉えられるかという、その人物選定ですね、何人にするとかという規定があるのかどうか、私たちは何もわからずに、こういう方をきょうはお招きしていますという、ただ、そういう場に立ち会って、その中で判断するしかないわけですね、当たり前なことなんですけれども。

だから、その段階で、私の意図は、もうちょっと被告人が、もっと人間性が、このようにいい人なんだとか、こういうことをしたのは特別な状況だったんだとか、今回の事件はそんな単純なものじゃないんですけれども、何かこう、それを立証するような、そのときがとても異常なのであるということをもっと、弁護人であれば、刑を少しでも軽くするために、もっとこういういい人なんだみたいなことを言うような証人を何人も呼んでいたら、また、そのプレゼンの内容が、裁判員には、そっち側に傾くような感じになるのかなとか、検察官だったら、こういう冷酷な感じだとか、いろんなやり方があるのかなと、お互いにプレゼンの、人員選定というんですか、証人のときの

ことはどうなっているんだろうというのが、外側からの疑問でした。

司会者

この事件は、先ほど6番さんにもご紹介いただいたんですが、非常に難しい事件で、被告人の方が生後1カ月の自分の赤ちゃんの命を奪おうとしたという事件ですね。やはりそういうことをした被告人の精神状態、これがかなりのポイントになる事件で、そういった被告人の精神状態を解明するために、専門家の証人がお二人出られたと思うんですね。そのお二人の専門家に対するその検察官の尋問、弁護人の尋問、それぞれいかがでしたか。わかりやすかったですかね、そこら辺はいかがでしょう。

6番

専門的な内容の、お医者さんもいろんなスライドで、いろんな段階の話とかも専門的にあったんですけども、とにかく被告人がそのどれにぴしっと一致していてどうなのかという、非常にもう精神的な問題なので、何か難しいという印象を受けました。ただ、かなりメンタル的に弱っていて、普通の判断ができないという面も少しはうかがわせるものの、やはりこの被告人の場合には特異な、その人の特有のこだわりとか、そのかたくなな自分の理想みたいなのが強いという、その辺のことはちゃんと私たちには伝わってきました。専門的なことが本当によく理解できたかというよりも、被告人との関係というか、その今回必要な部分についての被告人の状況がある程度私たちには伝わったかなという点では、わかりやすいというか、どうにか理解はできたかなという感想です。

3番

強制わいせつの事件だったので、被害者の方がいらっしゃって証言をされたんですけども、その際のやりとりというか、どういうふうどこから触られたのかだとか、何かある程度文章的にもまとめられていましたし、それでわかりにくいところについては、裁判官のほうからも具体的にどうでした

かという質問をされていらっしゃって、必要なことなんでしょうけれども、やはり同じ女性として、証人の方には過酷な場なんだなというように思いました。わかりやすい、わかりにくいというよりも、その方が法廷に出てきて、証言をする上での何か、また追体験をしなくちゃいけないという苦しさが、何か自分の中で、裁判とは関係ないんですけども、実際に自分ですとか、周りの人が同じような目に遭ってしまったら大変だろうなというのはすごく思いました。実際に、そこまで聞く必要があるのかなと思ったりだとかもするんですけども、必要なことなんだろうなとは理解するんですが、ちょっとそういう面では今回の事件は辛い事件だったなと思います。

ただ、その情に流されてはいけないのかなという、証拠で皆さん有罪か無罪かというか、その量刑を判断してくださいねという言葉が裁判官の方から再三あったんですけども、どこまでが証拠なのかという、裁判に参加するまでは、そういう物証だとか、そういう物で証明できるものが証拠のかなと思っていたんですけども、実際に参加してみたら、そういう証人の方の証言も全て全部証拠ですよということだったので、証言にプラスフルファ、やっぱり自分の感情も入っちゃうのかなという、そこら辺が、何でしょうかね、客観的にこの人の罪は本当にどのぐらいが妥当なのかというのを判断するのが今回難しかったです。

司会者

この事件では、性犯罪の被害者をお呼びして尋問をされているということのようですが。

3番

同じ女性としては、そんなことをする人は、もう野放しにしてほしくない、ぜひとも塀の中に入れていただきたいという意味では、そこまで詳しく聞けたほうがよかったのかなとは思いますが、けど、やはり同じ女性として、それを聞かれる辛さみたいなものもわかるので、難しいと思います。

司会者

それから，5番さんの事件は，共犯者6人，全員出廷されたんですね。

5番

そうですね。複雑な事件でしたので，大勢の視点から証言してもらって，私たちの理解が深まっていったという点では，まあよかったとは思うんですね。たくさんの方が証言，やはり流れだけ出てきても，本人の口から語ってもらわないとニュアンスもわかりませんし，やはり本人の口から聞いたという点では非常に複雑な部分，だんだん理解が深まっていきました。

検察の方の質問はとてもわかりやすく，また，大変紳士的だったと思います。弁護人の方も，その3人の被告，全部で6人弁護人がいらしたんですが，そのうちのあるお一方が，ちょっとルール違反ではないかなと思うんですが，本来，予定というのがあるって，予定はあくまでも予定なんでしょうけれども，予定をはるかに超えて，市民感覚からいうと非常識としか思えないような時間を使って，しかも，被害者に執拗に責め立てるような尋問をなさっていて，これはもう聞くに耐えなかったんですね。法廷ではあり得ることかもしれませんが，市民感覚としてはちょっと理解しがたいし，ぜひやめてもらいたいと思うことがございました。

司会者

4番さん，先ほどちょっと証人尋問，何を証明しようとしているのかわからないような問いがあったというようなお話があったんですが，そこら辺，もう少しちょっとお伺いできるとありがたいんですが。

4番

まず，やはり予定の時間を相当オーバーして，同じことを繰り返し聞くような場面があって，そこから，もともと証言したいことというのは明らかになっている，そことどういうつながりがあるのかというのが見えてこなかったということだったんですね，という時間が結構多かったというふうに。証

証拠調べの期間が長い裁判だったんですけれども、せっかくの機会なのでほかのところも、1番さんのところで、たまたま同じようなタイムでやっていたので、いろいろ傍聴させていただきました。

ちょっと今言っていることと矛盾するのかもしれませんが、検察のほうは比較的、検察官の資質というのが均質のような気がしたんですね。余り極端なことを言われる方もいないし、相手に威圧的であったりというようなことがないなというような感想だったんですけれども、やっぱり私が携わった事件は刑事弁護、ご専門でどうもやっていらっしゃる方で、かなりうまい方だったようなんですけれども、ほかを見てみると、弁護士の側はかなりばらつきがあるというのが正直、感想としてありまして、言葉は悪いですけど、下手な人に当たっちゃうと、結論も違っちゃう可能性があるのかなということもちょっと感じたので、そこはぜひ今後の課題ということで、私、担当された方は、自信を持って主張される方だったので、当たりの部類かなと勝手に感想を申し上げたいと思いますけれども。

## 2番

ちょっと証拠物件のほうに戻ってしまうんですけれども、結構、私の事件のときは、証拠物件として写真をいろいろ見せていただいたので、それで証人尋問のときにも、被害者のほうで証人の方という方が出ていらっしゃらなかったもので、被害者がどういう人かというのが全然わからなかったんですけれども、その写真を見て、その被害者の家の中の写真があったりして、その方がどういう生活をしていたかがわかり、逆に被告人の方はとても部屋の中をきれいに整理整頓なさっている方だということで、結局、とても人当たりのいい方で、お友達が多くというのを、被告人に対しての文章はあったけれども、実際、そういう部屋の中のこととかを見てみると、やはりこういう文章に書かれていることは本当にそうなんだなということとかがわかりました。

あと、先ほど5番さんにもお聞きになっていた遺体に対しての写真等も、実際、携わる前は、周りの方々はとても言いたいことを言って、私に教えてくれて、もうすごいグロテスクな写真を見せられるのよとか言われていたんですけれども、だから、もうそれを見て、気分を悪くする人も多いとか、トラウマになる人もいるとかということ言われて臨んできたものの、幸いにそんなにグロテスクな写真はなくて、ただ、傷とか遺体の写真は、正直、遺体の写真だったんですけれども、こっちもそれなりの覚悟はして見ていたので、思ったほどトラウマになることもなく、ただ、やはりちょっとこういうのを見ると、その映像は頭の中に浮かんではいますけれども、でも、そんなに心の傷になるようなこともなく、そういうところは助かったと言うと変ですけれども。

血の飛び方とかの写真とかもあって、写真はすごく大事だなというのは、この証拠に対しては思いましたし、幸い、本当にたくさんの写真を撮ってくださったおかげで、本当にたわいのないものかもしれないんですけれども、ドアを蹴飛ばしたというところもあって、そのドアのところに靴跡がついている写真とかもあって、協議もそこからまた始まったり、疑問が出てきたりとかということもできたので、そういう証人の方も、文章ではお友達だからということで、文章には書かれていても、実際、その証人の方というのがどういう方々かわからないし。だけど、証人として、もう一人の方が被害者のほうの証人でもあり、被告人の証人でもありというか、両方の形で出てお話をなさった方もいらっしゃるんですけれども、実際、そのお話を伺って、本当に被告人がどういう人物かということがわかったのはよかったです。

ただ一つ、いまだに、あ、そういえばこういう人たちが証言でいたけど、この人たちは何だったのかなと思ったのは、冒頭陳述の日の午後に警察官の方がお二人証人でお話しにいらしたんですけれども、そのお話が、そう言われてみると、あれ、この人たちってどうだったっけみたいな、何か、こちら



のほうにも、文章としてとして「 時 分に警官に現行犯逮捕される」までは書いてあるけれども、その後、その警官とのやりとりとかもなく、ただ、何となく思い出すと、ただ逮捕したときに、パトカーまで連れていくところの話を、証人の警官の方たちは話をされたんだろうけれども、何かその二人の証人が、ちょっと余りよくわからなかったかなというのはいまだに残りました。

司会者

先ほどの証拠書類のところも含めてご意見を頂戴いたしました。

ここからは、何でも結構ですので、おっしゃっていただければと思います。

2 番

裁判とは関係なく、裁判員になる前の話なんですけれども、主人に、去年、裁判員裁判の書類等が届きまして、届いたときに、もう1年間はいつなるか、その知らせが来るかということをおびえるわけではないんですけれども、それが気がかりになって、その後、今度は私のほうに来て、結局、私のほうには、その後、集まってくださいということとか、選任しますというか、それのご案内が来たんですけれども、一番最初に、その選ばれましたというわけでもなく、ただ、裁判員裁判としてみたいなの、あのとき、あれだけの書類が届いてしまうとすごく威圧感があって、できれば、あの小冊子等を送ってくださるのは、次の段階で集まって、それから選任いたしますという段階でいただいたほうが。やはり友達の息子さんも、お母様が、私の息子にも来たけど、いつ来る、その後、裁判所から連絡来ないけど、どうするのかしらって、やっぱりみんなちょっと威圧感があるみたいなので、できれば、書類は、最初はこういう可能性がありますよという一報だけをいただく形で、その後に小冊子等をいただけたらなと思いました。

司会者

わかりました。最初にたくさん書類が届くのが非常に威圧的であると、貴

重な意見をありがとうございました。ちょっと何らかの工夫ができるかどうか、貴重なご意見として頂戴いたします。

2 番

あれだけの量って、読み切れないんですね。だから、もうほったらかして置いてちょうんですよね。

5 番

考えがきちっとまとまっていないんですが、私は、裁判員をやらせていただいて大変な勉強になりました、いい経験になったと思っているんですけども、その一方で、あえて乱暴な言い方をしますと、これは当たり外れが大きいなと。というのも、あえてこういう乱暴な言い方をしますが、どういう事件に当たるか、一生に1回あるかないかだと思うんですね。その中で生まれて初めてこういうものに参加するときに、私、やっぱり手錠をかけられている証人を見たときに、もうそれだけで非常に、後を引くことじゃありませんが、やはりそれなりにショックを受けましたが、それが、例えばオウムのような犯罪史上まれに見るようなそういうものを突然任された、もし自分が任されるとしたら、その任に耐えられるだろうか、それをくじ一つで選ばれたらたまらないというのがございまして、だからといって、例えば、その裁判員を経験した人の中から選んだらどうですかなんていう意見では全くないんですけども。

やはり、余りにも過酷な事件というものに関してはご配慮、本当に素人が突然裁判所に来るだけでも大変な負担になりますので、どこまでを一般の市民に任せるべきかということを慎重にご判断いただきたいと思います。

司会者

お任せする事件の範囲については法律で決まっておるところですので、いろいろ検討がなされているようですが、余りにも負担が大きい事件は除いたらどうかというような考え方も出てきているようですね。やはり裁判員の

方々というのは、あくまでもくじでランダムに、公正に選ばれるというのがこの裁判の特徴でして、要は、恣意的に誰か選んでお願いするというのではないんですね。そのかわりに、やはり辞退されたい、それなりのご事情がおりの方は、なるべく柔軟に判断をさせていただいているようにしています。特に、長くかかる事件、負担の重い事件についてはいろいろと詳しくご事情を伺うというようなことも裁判所のほうでやっております。

5 番

関連してなので、例えば、この裁判は精神的に耐えられそうにないというのを通りますか。

司会者

そういう事由も政令などで定められております。

6 番

私を感じたのは、素人ですから、量刑とかの判断のときに、経験とか前例がないので、一応こういう、過去にはこういう事例でこういう刑が出ていますというのを見せられるんですけども、果たして何年などという、具体的に自分でこういう結論を出していいのかと非常にそのところが、話し合いの時点では、とっても経験はよかったと思ったんですけども、量刑のところ、一人の意見だけで決定するわけではないとはいっても、そこら辺が非常に大変というか、責任を感じたというのが一つですね。

それと、せっかくこういうので選ばれたので、この年で人生何が起こるか分からないし、いい経験だったと思って、結果的に思っていて、とてもよかったんですけども、せっかく8,500人もの中の1人ぐらいのに選ばれて、いい経験もしました。でも、ここから先ですよ、私、そこがちょっと言いたいことなんですけども、個人がいい経験をした、ああ、よかったね、それだけで国民の本当に裁判とかに対する理解とか信用度の向上とか、本当にそれだけで高まるんだろうか、そこなんですよね。私だけが「よかった

な」で終わったら、何もならないんじゃないかというのが私の今の率直な意見で、今後、個人内にとどまっていたのでは、せっかく何千人もの方が経験しても、本当に国民の理解が増進したり、信用が向上しているのかというところはわからないんじゃないかと。ここに来ていることすら、知る人ぞ知るでね、ここではこんなにいろんな意見を聞けて、またきょうもいい経験になったので、私の糧にはなるんです。

でも、それが、結局、そういう人が増えたものの、その人がうちの中に閉じこもって、私も家庭人ですので、外に広めるという手段は特にはないわけですよ。そんな大きなことはできませんけれども、せっかくやっているのが、どういうふうに理解が増進されるのか、そして、信頼を向上させるのかといったときに、これが埋もれているというか、ご近所の人に、こういう裁判員というのたまには来ることがあって、こういう経験をしてよかったよと、農園の立ち話とか、そんな集まったところで言うぐらいのことはできますけれども、果たしてこんなにみんな努力したり経験したことが、何か個人の中にとどまっていたのだったら、何も意味がないんじゃないかって、ずっとそれを考えている昨今です。

#### 司会者

今の6番さんのご指摘ですね、本当に我々、あるいは制度自体の宿題だと思いますね。この貴重な経験を、守秘義務はあるんですが、でも、一般的なところでいろいろな方に広めていただくのは構いませんし、ぜひよろしくお願ひしたいなと思いますし、今日いらしていただいたのも本当にありがたいお話なんですね。このように語っていただいたことは、やはり裁判所のほうでもホームページで広げていきますので、決して6番さんお一人の中にとどまっている問題ではもうなくなっているというふうに思いますね。

制度自体、本当に今後長く続けていくことによって、経験者が増えていくということ自体も大事だと思いますし、やはりいろんな裁判員の方々に聞い

ていますと、例えば新聞とかニュースとかの見方が変わったとか、社会における自分の役割って何だろうというふうに考えるようになったとか、そういった貴重なご意見を持つようになったというお話もよく聞くものですから、そういった方々が、徐々にではあるかもしれないけど、世の中に増えていくというのが本当にいいことなのだなというふうに、個人的には思っております。貴重なご意見をありがとうございました。

### 3 番

私の中での、自分の裁判での理解度というか、わかりやすさというのも、やはり一番、裁判官の方の説明がわかりやすくて、2番目に検事の方。一番わかりにくかったというか、何か響いてこなかったなと思ったのが弁護人の方。で、弁護人の方、5番の方の意見を聞いていて思い出したんですけども、そういえば、何か、その証拠として出している書類をそのまま読み上げてくださみたいな突っ込みが結構いっぱい入っていたんですね、私の裁判のときに。裁判長からも、何か注意があったんですが、そういう挙げ足取りみたいなところで時間をとったりだとかするのは、ちょっと正直勘弁してほしいなというのがありまして、あとは、やっぱり数字は落ちているのかなというふうに感じてしまうんですけども、やはりそれだけ多様なものが裁判にかかるようになってきて、その事件のわかりやすさ、わかりにくさというのが、その理解度にもつながっているんじゃないのかなと思うと、この内訳的なもの、事件的にこれはわかりやすいよね、もう最初からもう有罪、無罪がはっきりしているからというのは、多分、説明もわかりやすく聞こえるでしょうし、5番の方が担当されたような事件だと、やっぱりどうしてもわかりにくいんだろうなというのはあるので、一概にわかりやすい、わかりにくいという判断をするのはどうかなというのと、あとは、名簿に登録されて、いっぱい冊子を送られてきたんですけども、その時点で職場の人だとかには、こういうのに登録されたからという報告をしたんですが、その時点で、

殺人事件だとかを担当しちゃう場合もあるから、それを考えたら、もう辞退したほうがいいんじゃないのというふうに言われることもありました。実際に、具体的な内訳がどうなっているのかはわからないんですが、公表されているかどうかもわからないんですけれども、要は、そういう凶悪事件、難しい事件というのは、ほんの一握りなんですよ、ほかはこういう軽微な犯罪ですよというのがわかっていけば、もうちょっと受ける側も、受けてみようかなという気持ちになるのかなとは思いました。

司会者

広報も含めて、いろいろ考えてみなきゃいけないということですね、ありがとうございました。

2番

今、広報も含めてとおっしゃってくださったんですけれども、私、今回の裁判員に当たって、今まで裁判所のホームページって見たことなかったんですね。傍聴することももちろんなかったんですけれども、これが終わってからホームページを拝見させていただいて、私としては、こういう経験は傍聴席に行くだけでもすごくいい経験になるということがわかって、子供も連れていきたいなと、中学生の子供がいるんですけれども、連れていきたいなと思ったんですね。そうしたら、ホームページに、子供の見学ツアーみたいな何かがあったんですけれども、そういうものを学校側にも、裁判所のほうから率先して、例えばですけれども、歌舞伎界のほうで子供のわかりやすい歌舞伎教室というのを学校側からいただいて、うちの子はそれを見てから、毎年のように歌舞伎に連れていくような形になっているんですけれども、そういうものがせっかくあるのであれば、中学生ぐらいからだとある程度理解はできると思うし、その裁判の内容で、すごい凶悪な事件でなければ、社会科見学の中に裁判所の傍聴というのも含めてあげるような、国会議事堂とかというのはよくあることなんですけれども、裁判所というのは余りないような

ので、ぜひ、もし広報の方が学校側にそういうものを出していただければ、個人で行くとなると、やはりみんなちょっと引け目を感じちゃうというか、やり方がわからないけれども、学校側として、そういう見学の間を持たせてあげたら、裁判だけじゃなく、この中を見るだけでもいい経験が子供たちにできるんじゃないかなと思います。

#### 司会者

ありがとうございました。ただ、現実には、かなり多くの学校から見学に来ていただいています、まだまだ足りないのかなという感じでございますね。

#### 4 番

今回、参加をさせていただきまして、私個人としては大変勉強になったなと、まあ皆さんと同じ感想を持っています。実際に裁判員にならないと知らなかったことも多かったですし、あとは、私個人としては、せっかくこの経験がありましたので、ぜひ会社のほうで、こういうことをやったんだという機会を設けてほしいという願いをしまして、50人ぐらいを対象に1時間ぐらいですか、30分説明、30分質疑応答みたいな形でやらせていただきました。それぞれお立場、お立場で、やれる範囲でのそういった広報活動でしょうか、それを我々、裁判員裁判に参加した人間が1人ずつ負うというのが義務ではないかなというふうに思います。

そういうことで、ちょっと先ほど申し上げたんですけれども、一方で、この裁判員裁判の限界というのもちょっと私なりに感じているところがありまして、まず一つは、今回、刑事事件ということで、やっぱり合理的な疑いの余地があるかないかというところが論点になってくると思うんですけれども、その説明、その理解が各人によって違うというのが大きくありまして、冒頭のとくに余りそこを裁判長の方がご説明、軽くはされたんですけれども、余り具体的にどうだというのを、余りそこで言い過ぎると、多分、その後の判

断がもしかしたら違っちゃうということで余り述べられなかったのかもしれないんですけども、やはりここは均質に判断をする必要がもちろんあるんだろうなと思う一方で、やっぱりその罪を犯したことに対する各人の罰すべきだ、罰しないべきだという、その理解というのは、ある程度、思想信条による部分も大きいんじゃないかというふうに思いまして、幸い私どもの方々、皆様、合理的な、ちゃんとした方だったんですけども、場合によっては、その理解によって結論が違うということがあるんじゃないかというところがちょっと懸念をされるものですから、これは、だから裁判員裁判をすぐやめろと言うつもりもないですけども、裁判員のその選定の手続で、今は弁護士、検察、それぞれこの方は外したほうがいいという方だけ外しているということですが、もう少し選ぶという手続があっても私はいいんじゃないかというふうに思いまして、この方だけということじゃなくて、もう少し、来た人の半数、この方だったらお願いしたいというような選び方というのが場合によってはあってもいいんじゃないかという気はするんですね。

先ほど申し上げたように、いろいろな、裁判員裁判に参加させていただくと、身なりだけで判断するということがよくないということはわかりますけれども、もう少し選ぶということがあってもいいんじゃないかなというふうには思いますし、その一方で、今度、私が参加した覚せい剤密輸の事件は、聞くところによると、裁判員裁判が始まってから無罪判決が結構出ているということです。そこでやっぱり裁判員裁判になったことで、新たに国民の目線で違う判断がされてきているという、そのメリットもありますので、ちょっと結論にはならないですけども、やっぱりその限界があるということをよく我々も認識した上で、参加をする必要があるのかなというふうに思っております。

司会者



貴重なご意見をありがとうございました。本当にいろんな経験，いろんなバックグラウンドをお持ちの方に参加していただくという制度，そういう意味では，くじで選ばれる方を選んで，それを前提に裁判所あるいは検察官，弁護士ですね，何ができるかとかこういうようなところを進めておるところでございます。きょう，まさに今の制度を前提としていろんな貴重なご意見を頂戴したり，どういうふうにわかりやすかったかとかですね，頂戴したというふうに思っていますし，また，それを前提とした限界があるのではないかというご意見も，ちょっと重く受けとめたところでございます。

1 番

裁判員裁判で一般人がやる重い裁判だとか，殺人事件だとかというような，僕が担当したのは違いますけれども，正直，見ている限りでは，ちょっと一般，裁判員裁判にはちょっと向いてないというか，重いんじゃないかなという気はしています。テレビでもやっぱり見る限り，そういうので問題になったりとかいうのがあるので，正直，ちょっと荷が重過ぎるのかなという点があります。また，今回初めて選ばれたんですけれども，やっぱり会社の連中にも話しますけれども，また来ることもあるんですね。では，また選ばれてきたら，またやってみたいという気もありますけど。ただ，大変なことはわかってはいるけど，よい経験にもなりますし，その経験をやっぱり会社の上司だの後輩にも話したりして，裁判員裁判はこういうものだったんだよとかいう説明もできますし。まあ，でも，よい経験になりました。

司会者

叱咤と激励と，両方をありがとうございました。

6 番

質問したかったのは，さっきの裁判員裁判のメリットみたいなこととか，量刑のこととか，いろいろ関係するんですけれども，もし裁判員裁判でなくて，我々一般が入らなくて出た結果というのは，もし従来どおりの裁判官の，

裁判長を含め3人ぐらいで担当したときの結果と、我々素人である裁判員を含めてやったときの結果というのに違いがあるのだろうかというところを疑問というか、質問というか、ちょっと前から思っていましたので。すみません、そんな比べられないというか、両方同時にやれるわけないんだから出ないと言われれば、もうそれまでなんですけれども、違いがあったのだろうか。専門家として、長年の判断から、もしお聞かせ願えれば、何かちょっとすっきりすると思います。

司会者

私がお答えするにはちょっと荷の重過ぎる質問でありますけれども、基本的には、裁判というものの本質は、裁判官というプロだけがやるもの、あるいは、裁判員というそうでない方々が入るもので本質は変わらないとは思いますが、そういう意味では、制度のチョイスの問題で、諸外国でも裁判官だけでやっているところもあれば、裁判官以外の方だけでやっているところもあるわけですね。ただ、裁判員裁判の大きな一つの目的というのは、市民の方々のいろんな経験、いろんなご意見を踏まえて、裁判の厚みを増すと同時に、皆さんと司法との間のきずなというものを太くすると、こういうようなものかなというふうに思っています。

現象的には、例えば、じゃあ無罪が増えているのかというのは、私もちょっと統計をフォローしないのでよくわからないんですが、量刑が少し、裁判官裁判のときとは違っているよなという分野なども、どうも出始めているようなんですね。そういう意味では、裁判官裁判と違っている部分はやっぱりあるんじゃないかと思えますし、例えば判決なんかも、裁判官裁判のときにはものすごい難しい判決で、長くて、何を言っているんだかわからないというのが、かなり最近短く、あるいはわかりやすくなっている、これも恐らく市民と裁判との間の絆を太くするということだと思うんですけどね。

あるいは、そもそも判決の前にどんな審理をやっているのか、傍聴して非

常にわかりやすくなっています。これは判断する側だけじゃなくて、傍聴している国民にもわかりやすくなっている。そういう意味では、やっている本質は、同じかもしれませんが、そのやり方によって全然その国民の信頼度というのが違ってくるのかなという感じはしますね。

すみません、ちょっとお答えになっていないかもしれません。

6 番

いえいえ、ありがとうございました。

司会者

本日、ご出席の裁判官、検察官、弁護人の方、あるいは報道の方、ご質問があれば、いかがでございましょうか。

石川弁護士

第一東京弁護士会の石川と申します。きょうは貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

4 番の方に質問させていただきたいのですが、4 番の方の事件、外国人の事件だと思うんですけども、外国人を審理するという点で、そのわかりやすさに差があったかどうかという点、質問させていただければと思うのですが、お願いします。

4 番

外国人の方でしたので、その都度通訳が入る形だったんですね。ただ、ご本人が比較的日本語がわかるということで、通訳が入った際に、ほとんど大丈夫だったんですが、時々間違っているところは違うという指摘をされておりました。ちょっと特異な言語だったものですから、そういう意味では、通訳の方の質によってここは違っちゃう可能性があるし、仮に誤訳が多いと、その後の結論にも影響を与えかねないなというところはちょっと危惧がされるところです。今回の件に関しては、何ら問題なかったというふうに理解しています。

石川弁護士

もう一つだけよろしいでしょうか。外国人の方が、自分は無罪ですとこういう主張をしているものだと思うんですけども、日本人が審理する段階で、外国人が言った話と、文化的背景とかが違うじゃないですか。外国人が言っていること、その主張というのは、ずっと入ってくるものなのかというのは。

4 番

イスラム圏の方だったんですね。特に、やっぱり文化が違うということで、私なんかは何度か、10日程度の旅行ですがイスラム圏へ行ったことがあるものですから、文化の違いということは理解はしていたつもりなんですけども、やっぱりそこで個々人のこれまでの経験によって、その理解度というのは違って来る可能性というのは否定できないですし、被告になっている方からすると、居心地は余りよくないだろうなというのは感じたところです。

石川弁護士

ありがとうございました。

司会者

今回、地下銀行を被告人の方がやっていて、これも余りよろしくはないんでしょうけど、取引、覚せい剤の密輸で何か疑われるような行動をしたのではなくて、あれは地下銀行の話をしていたんだよというような、そういうようなご主張が今回この4番さんの事件であったようですけど、そこら辺の話というのはわかりやすかったですかね、弁護側がご主張されたようですけどね。

4 番

その国の置かれている状況を理解しないと、地下銀行をやらなくちゃいけない理由というのが多分わからないんじゃないかというふうに思いまして。私なんかは、向こうへ行ったときに、彼らが経済的に封鎖されていて、通貨が現金のドルしか通用しないということは理解していたので、地下銀行をや

らなくちゃいけない理由というのは私なりには理解をしていたんですけども、多分そういうことがわかってない方からすると、その理解までに相当の時間を要したんじゃないかというふうに思いますので、そういう意味では、本当に限られたこの証拠調べの中で、先ほど、冒頭5番の方もおっしゃっていましたが、理解するまでに時間がとられるということが本当にいいのかどうかというところがあって、ある程度、裁判官、プロの方であれば、そういった前提状況もわかってやっぺらっしゃるということのメリットもやっぺらあるんだろうなというふうには私は思っております。

石川弁護士

ありがとうございました。

司会者

その他、ご質問はございますでしょうか。報道の方からでも結構なんですが。

甲社 A記者

1点質問させていただきたいと思います。

今の議論の中でも案件が出てきたんですけども、裁判員の経験者からの会話を聞いていますと、本当にいい経験になったというような話が多くて、やはり皆さん、少し時間が経つにつれ、例えば、その証拠をもっと見られるようにしてほしいとか、普通の裁判事件の対象事件はどうするのかとか、いろいろ整理として見直していくべきだというふうにお考えになっている点があれば何かありましたら、ご意見を伺いたいと思います。

司会者

既に、その点はお触れになっている方もいらっしゃいますが、なお、どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。

4番

やっぱり証拠を再度見てみたいと思うのは正直なところあります。例え

ば，4時で終わって期日が終わりました。その当日に，例えば1回その評議が終わった後に再度見たいというとき。

あとは，終わった後も，やはり自分の担当させてもらった事件，今回は検察の方が控訴されたということですが，やっぱりその進行状況だとか，どういうふうに結論が変わっていくのかというところをぜひ見てみたいなという気がしますので，そういう問い合わせ，もし仮に，この事件がいつごろ次の二審が行われるのかというのをこちらが問い合わせしたときに，裁判所のほうで教えてもらえるとありがたいなというふうに思っております。

司会者

そこは問い合わせいただければ，こちらのほうでお調べして，お答えできるということがございます。

3番

名簿に登録された際に，周りに話をしたときに，やはり半分くらいの方は，まあやりたい，あ，私もやってみたいなという人もいれば，半分くらいは，どんな事件に当たっちゃうんだかわからないんだから，名簿に載った時点でお断りをすればという方も半数くらいいらっしゃいました。実際にふたを開けてみたら，私はそういう凶悪事件ではなくて，拘束時間も割りかし短いほうだったとは思いますが，そこら辺がやはり，先ほど，皆さんやっていい経験になったとおっしゃったということだったんですけれども，ここに，この場に参加する方々って，まあいい経験にしようと思った，ある程度もう心を決めていらっしゃるんじゃないのかなというのがあります。何でしょうかね，その覚悟ができない人は，その名簿に登録されましたよという時点で，もう逃げ腰になっているんじゃないかなと思うんですよね。

今後，この制度を続けていく上で，そういう，もう最初，名簿に登録されること自体が嫌という方をどうやって取り入れていくのかなというのがちょっと課題なのかなとも思いました。

司会者

国民の意識調査でも、裁判員をやりたいという方は、裁判員制度が始まって、そんなに増えてないというお話がありますので、そこら辺もちょっと今後の広報の課題だなというふうに思っております。

石井弁護士

第二東京弁護士会の石井です。1点だけお伺いしたいんですが、裁判員裁判を経験する前と後とで、刑事裁判に対する印象とかそういうものが変わったか、変わっていないか、そういう点があれば、お願いいたします。

3番

やっぱり実際に目にしてみても、ドラマですとかで見たことはありますけれども、実際に法廷はこうなんだなというのを、目の当たりにするのと、全然見たことがないのとでは、やっぱりちょっと違うのかなと。何か生き方だとか、やっぱり何か悪いことはしちゃいけないだとか、何かそういう当たり前のことをもう一回考えさせられました。

5番

ニュースなどで、さまざまな事件が起きますと非常に興味を持って見るようになりますし、どの事件の裁判がいつ行われるとか、そういうことにも非常に興味・関心を持って見るようになりました。

6番

同じようなことなんですけれども、ついこの間、6時台のニュースで裁判官のお顔が出たんですね。それが事件、何か判決だという、そのときに、丸1週間一緒に、毎日顔をつき合わせていたら親しみを感じて、まさかこういう自分がいるとは思わなくて、やはり身近にそういう、今までは全然縁のない者だということで、判決には興味がある事件もあったとしても、自分がひょっとしたらあそこに座る、その事件は裁判員ではなかったのですが、あの後ろに座っていたんだなとかいうのがあって、とても、やっぱり裁判所とい

うものに親しみができたということは事実です。

司会者

ありがとうございました。

時間も経ちましたので、このあたりで本日はお開きとさせていただきたい  
と思います。

裁判員の方，本当にお時間を頂戴いたしまして，ありがとうございました。  
本来，裁判員としてお務めいただいた後に，なお裁判所に来ていただいて，  
貴重なご意見を賜りまして，本当に感謝の言葉もございません。今後とも，  
裁判員制度のこと，あるいは裁判所，検察庁，弁護士会のことをぜひよろし  
くお願いしたいと思います。

本当にどうもありがとうございました。